

職長・安全衛生責任者 再教育

(能力向上教育)

職長に対して、法定の『職長等の教育』（労働安全衛生法第60条）を修了後、定期的に（5年毎）に再教育を行うなどレベルアップをはかり、能力向上を充実することが義務づけられています。

（平成3年1月21日付基発第39号）

当協会では、職長・安全衛生責任者再教育（能力向上教育）を開催しますので、この機会に受講されることをお勧めします。

受講された方には後日、修了証を交付します。（当日ではありません）

受講対象者： 職長・安全衛生責任者教育を修了後、おおむね5年を経過した方（当協会以外の団体の修了証をお持ちの方も受講できます。）

申込のときに修了証の写しが必要です。



厚生労働省より新たにカリキュラムが示されましたので、当協会では平成29年4月1日以降の講習より新しいカリキュラムで実施します。

（平成29年2月20日付 基発0220第3号に基づく教育）

（注意）製造業のカリキュラム（令和2年3月31日基発0331第7号）は含まれていません。

新カリキュラム

講習内容・時間	
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関する こと ・建設業における労働災害発生状況 ・労働災害の仕組みと発生した場合の対応 ・作業方法の決定及び労働者の配置 ・作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ・異常時等における措置 ・安全施工サイクルによる安全衛生活動 ・職長等及び安全衛生責任者の役割	2時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関する こと ・労働者に対する指導、監督等の方法 ・効果的な指導方法 ・伝達力の向上	1時間
危険性又は有害性等の調査等に関する こと ・危険性又は有害性等の調査の方法 ・設備、作業等の具体的な改善の方法	30分
グループ演習 ・災害事例研究 ・危険予知活動 ・危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置 以上1項目以上実施	2時間 10分
全 5時間 40分	

労働局登録教習機関

一般財団法人 労働安全衛生管理協会

本部事務局 〒336-0017 さいたま市南区南浦和2-27-15（信庄ビル3階）

TEL 048-885-7773・Fax 048-885-5738



日程、申込はホームページからお願いします。 <http://www.roudouanzen.com>